

特別養護老人ホーム浜名湖園

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茗荷会が開設する特別養護老人ホーム浜名湖園（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知の状況等利用者的心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 事業を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
- 3 事業従事者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業従事者は、事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム浜名湖園
- (2) 所在地 浜松市中央区古見町 1212 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(3) 管理者 1人 (常勤兼務)

事業所の従事者の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

(4) 医 師 1人以上 (嘱託)

利用者の健康管理、保険衛生指導等を行う

(3) 生活相談員 1人以上 (常勤職員)

利用者の生活相談に当たる。

(4) 看護職員 3人以上

保健衛生並びに看護業務を行います。

(5) 介護職員 24人以上

短期入所生活介護の提供にあたり利用者的心身の状況を把握し、利用者に対し適切な介護を行います。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

食事の献立・栄養計算・栄養指導

(7) 機能訓練指導員 1人以上 (看護職員兼務)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため必要な機能訓練を行います。

(8) 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行います。

(9) 調理員 6人以上

利用者の給食業務を行います。

(10) 事務員 2人以上

必要な事務を行います。

(事業の利用料)

第5条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日につき1,645円とする。朝食400円、昼食645円、夕食600円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 滞在に要する費用

多床室 1日につき 1,015 円

1階個室 1日につき 1,231 円

2階個室 1日につき 1,511 円

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用

実費

(4) 送迎に要する費用

(5) 理美容に要する費用

(6) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの。

(ア) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

(イ) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用

実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

浜松市中央区（古人見町、大人見町、佐浜町、伊左地町、湖東町、和地町、神原町、神ヶ谷町、大久保町、西山町、馬郡町、坪井町、篠原町及び雄踏町）

(緊急時における対応方法)

第7条 従事者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第8条 指定短期入所の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第9条 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の

避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。
- 3 防火管理組織として防火管理者、火気取締責任者を置きます。防火管理者は、防災計画の作成、関係機関への届け出、事業所内における建物及び諸設備の安全管理等を行います。
- 4 第2項に定める訓練を行うに当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第11条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医薬用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために併設事業所と共同して委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練を実施いたします。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、従業者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 隨時
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めたものとする。

附 則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。